

平成 17 年 (ワ) 第 87 号、平成 18 年 (ワ) 第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

京都大学佐藤教授作成にかかる「平成 19 年 7 月 11 日付」文書及び同「平成 19 年 7 月 14 日付」書面に関するご連絡

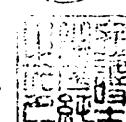
平成 19 年 7 月 31 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畠 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



貴府より、平成 19 年 7 月 17 日付にて受信いたしましたファクシミリ文書添付の標記文書につき、以下のとおりご連絡申し上げます。

第 1 京都大学佐藤教授作成にかかる「平成 19 年 7 月 11 日付」文書について

1 京都大学佐藤教授は、同教授作成にかかる「平成 19 年 7 月 11 日付」文書 3 ページ目の 2(2)において、「栽培に用いる培養液を用いることもできますが、本実験では、再現性のことを考え、人工的に作成した水田水を用いて溶出実験を行うこととします。ただし、この条件は原告の提案に従うものですので、その組成に関しては、原告の提案を待ちたいと思います。」などと述べられ、「人工的に作成した水田水の組成条件」に関する原告の考え方を求めておられます。

2 この点、原告らは、平成 19 年 4 月 13 日付原告意見書別紙 2 におい

て、佐藤教授の照会に対応する形で、「人工的に作成した水田水の組成条件」に関する具体的提案を既に明らかにしておりますので、被告としましては、佐藤教授に対して、当該別紙2を追加資料として提出すれば足り、且つこれで十分であると思料いたします。

3 万が一、原告らが、上記を不服とし、前記意見書別紙において示したものとは異なる組成条件を新たに提案し、貴庁においてもかような提案提出を許可するのであれば、公平の見地から、被告に対しても、同様の機会（具体的には、「人工的に作成した水田水の組成条件」に関する被告提案提出の機会）を頂くべきものと存じます。

第2 京都大学佐藤教授作成にかかる「平成19年7月14日付」文書について

1 はじめに

京都大学佐藤教授は、同教授作成にかかる「平成19年7月14日付」文書において、被告が提供すべき試料に関する要望等を記載しておりますので、以下、この点につき回答申し上げます。

2 試料提供の可否について

(1) 保存中の水田水

ア 「遺伝子組換えイネ栽培水田から採取した水田水」につきましては、 50 ml の提供が可能です。

イ しかしながら、「『非』遺伝子組換えイネ栽培水田から採取した水田水」につきましては、そもそも採取していないことから、提供は不可能です（被告準備書面（26）の別紙被告提案実験1及び被告準備書面（35）の別紙3に記載のとおり）。

(2) カラシナ・ディフェンシン溶液

「カラシナ・ディフェンシンの標準溶液： $1\text{ }\mu\text{ g}/\text{ml}$ の溶液 5 ml 」

につき提供可能です。

(3) カラシナ・ディフェンシン抗体

被告にて作製後、最終的に、「佐藤教授ご要望に沿った力価（カラシナ・ディフェンシン 1～25 ng を検出できる力価）」の有無を確認する必要がありますが、「カラシナ・ディフェンシン抗体 100 μl」につき提供可能です。

(4) 遺伝子組換えイネ種子

ア 「平成18年度の被告栽培実験に用いた遺伝子組換えイネ（AD48系統）の種子」につきましては、10粒提供可能です。

イ 残り90粒についてですが、「上記実験において採取した遺伝子組換えイネの種子（上記10粒の次世代の種子）」であれば、提供可能です。

(5) 遺伝子非組換えイネ種子

「遺伝子非組換えイネ種子」につきましては、100粒提供可能です。

3 提供時期・提供方法について

(1) カラシナ・ディフェンシン抗体について

ア 平成19年5月2日被告「ご連絡」において申し上げましたとおり、前記「力価」の確認も含め、平成19年10月末日頃には提供可能となる予定です。

イ なお、「力価」確認の結果次第では、遅延する場合もございますので、この点予めご了承ください。

(2) その他（保存中の水田水、カラシナ・ディフェンシン溶液、遺伝子組換えイネ種子、遺伝子非組換えイネ種子）

ア 「遺伝子組換えイネ種子」については、被告にとって、貴重なものであり、かつ重要な機密に属するものであるので、輸送中の容器破損な

どによる流出の危険を避けるため、被告職員により本鑑定嘱託先へ持参する方向で対応したいと存じます。

イ なお、カラシナ・ディフェンシン溶液については、現在、鋭意精製中ですが、搬出の準備に当たっては、被告内諸手続や法令（カルタヘナ法等）の定める手続の実践等が必要となりますので、これらを踏まえ、カラシナ・ディフェンシン抗体以外の物は一括して、平成19年9月末日頃には本鑑定嘱託先へ持参しご提供したいと考えております。

4 本鑑定終了後の試料の返却及び処理

- (1) なお、従前から申し上げていることですが、本鑑定終了後、未使用の試料につきましては、全て、速やかに返却頂きますようお願いいたします。
- (2) また、育成した遺伝子組換えイネは、種子を着けさせることなく、本鑑定終了後、速やかに高圧滅菌等の不活化処理を行った上で、廃棄頂きますようお願いいたします。

以上